

第三次・全国統一指標及び 新たな地域独自指標の目標値について

- ◆ 北陸ブロック発注者協議会では、品確法の改正(R6. 6)を受け、第三次・全国統一指標の目標値(R11)及び地域独自指標の項目・目標値(R11)を決定しました。
- ◆ 今後は、定期的の実績値を公表し、目標値(R11)を達成できるよう、建設工事及び業務の品質確保に取り組んでまいります。

※ R8.1.30に公表しました「第三次・全国統一指標及び新たな地域独自指標」の下記項目において基準値に誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

※ なお、本資料は、訂正後の数値を掲載しています。

- ◆ 全国統一指標 (業務)④第4四半期の納期設定状況(履行時期の平準化)
- ◆ 地域独自指標 (工事)②週休2日の達成状況(休日の確保)

① 基準値(R6)と目標値(R11)について

② 第三次・全国統一指標について

③ 新たな地域独自指標について

① 第三次・全国統一指標及び 新たな地域独自指標について

基準値(R6)と目標値(R11)

「発注関係事務の運用に関する指針(R7改正)」に基づく具体的な取組内容(工事)

□ 北陸管内の国、県、市町村、特殊法人等30機関で構成される「北陸ブロック発注者協議会」では、運用指針(R7改正)に基づき、下記項目に取り組むこととしている。 :「全国统一指標」対象取組項目 :「地域独自指標」対象取組項目

必ず実施すべき事項		実施に努める事項	
発注準備段階	①地域の実情等を踏まえた発注 競争参加資格や工区割り、発注ロット等を適切に設定 工事の内容等に応じた入札契約方式の選択	全体	①情報通信技術を活用した生産性向上 BIM/CIMや3次元データを積極的に活用 情報共有システム等の活用の推進
	②予定価格の適正な設定 最新の積算基準・単価の適用 見積りを活用(標準積算と現場の施工実態の乖離が想定)	発注準備	②「総合的に価値の最も高い資材等」の活用【新】 価格以外の要素も考慮 総合的に価値の高い資材、機械、工法等を採用
	③歩切りの根絶 歩切りは、品確法(第7条第1項第1号)に違反、行わない。		③工事中の施工状況の確認 下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保
	④適正な工期設定 週休2日、休日、準備期間等を考慮、施工上必要な日数を確保 余裕期間制度の活用	施工段階	④週休2日の質の向上 土日を休日とする週休2日の確保
入札契約段階	⑤施工時期の平準化 債務負担行為や繰越明許費の活用等 発注見通しの統合・公表、中長期的な工事の発注見通し		⑦受注者との情報共有、協議の迅速化 三者会議、ワンデーレスポンス、4点セットの活用
	⑥低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用 予定価格は、原則として事後公表	完成後	⑥維持管理を広域的に行う連携体制の構築【新】 周辺の市町村や都道府県等との発注者間の連携 異なるインフラを管理する関係部署間の連携
施工段階	⑦適切な設計変更 設計変更ガイドラインの活用 工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用	その他	⑦参加者確認型随意契約方式の活用【新】 当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれるときは、参加者確認型随意契約方式を活用を考慮する
	⑧スライド条項の設定等【新】 単品スライド、インフレスライド 基準の策定、スライド変更の実施		

「発注関係事務の運用に関する指針(R7改正)」に基づく具体的な取組内容(測量、調査及び設計)

□ 北陸管内の国、県、市町村、特殊法人等30機関で構成される「北陸ブロック発注者協議会」では、運用指針(R7改正)に基づき、下記項目に取り組むこととしている。 :「全国统一指標」対象取組項目 :「地域独自指標」対象取組項目

必ず実施すべき事項		実施に努める事項	
発注準備段階	①地域の実情等を踏まえた発注 競争性の確保に留意しつつ、競争参加資格、業務内容等を設定 業務の発注にあたって適切な入札契約方式を選択	全体	①ICTを活用した生産性向上 BIM/CIMや3次元データを積極的に活用 情報共有システム等の活用の推進
	②予定価格の適正な設定 市場における技術者単価及び資材・機材等の取引価格、履行の実態等を 的確に反映した積算 歩切りは、品確法(第7条第1項第1号)に違反、行わない。	発注準備	②プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用 技術的に高度又は専門的な業務にはプロポーザル方式を活用 若手技術者、女性技術者などの活用を考慮
	③適正な履行期間の設定 業務内容、規模、方法、地域の実情等を踏まえた履行期間の設定 必要に応じて準備期間、照査期間、週休2日、天候その他も考慮	履行段階	③履行状況の確認 条件明示チェックシートの活用 スケジュール管理表の運用
④履行期間の平準化 計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施 繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒し等	④受注者との情報共有、協議の迅速化 ウィークリースタンス、ワンデーレスポンス、合同現地踏査の実施 テレビ会議、ウェアラブルカメラ活用等のための環境整備		
入札契約	⑤低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用 予定価格は、原則として事後公表	その他	⑤参加者確認型随意契約方式の活用【新】 当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれるときは、参加者確認型随意契約方式を活用を考慮する
履行段階	⑥適切な設計変更 設計図書の変更、契約額や履行期間の変更を適切に実施 履行期間が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費を活用		

第三次・全国統一指標の基準値(R6)と目標値(R11)

区分	指標項目	調査対象機関 ○:対象 -:対象外	定義(算出方法)	指標分類	基準値(R6) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	目標値(R11) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2
工事	①地域平準化率 (閑散期のボトムアップ・ 繁忙期のピークカット)	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	平準化率(閑散期のボトムアップ)(件数) (4~6月期における公共工事の稼働状況)	【件数】閑散期のボトムアップ a:平準化率 0.8以上 b:平準化率 0.7~0.8 c:平準化率 0.6~0.7 d:平準化率 0.6未満	北陸ブロック:0.77 国等 :0.90 新潟県域:0.77 富山県域:0.75 石川県域:0.71	北陸ブロック:0.8以上 新潟県域:0.8以上 富山県域:0.8以上 石川県域:0.8以上
			平準化率(繁忙期のピークカット)(件数) (1~3月期における公共工事の稼働状況) ※ 冬季(1~3月)の施工が物理的に困難な理由(積雪等)がある場合、目標値は現状維持とする。	【件数】繁忙期のピークカット a:平準化率 1.0以下 b:平準化率 1.0~1.1 c:平準化率 1.1~1.2 d:平準化率 1.2を超える	北陸ブロック:0.96 国等 :1.00 新潟県域:0.90 富山県域:0.96 石川県域:1.06	北陸ブロック:1.0以下 新潟県域:1.0以下 富山県域:1.0以下 石川県域:1.0以下
工事	②週休2日の達成状況 (休日の確保)	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 -:市区町村	完成工事に対する週休2日対象工事の達成割合	a:週休2日達成工事率 0.8以上 b:週休2日達成工事率 0.7~0.8 c:週休2日達成工事率 0.6~0.7 d:週休2日達成工事率 0.6未満	北陸ブロック:0.95 国等 :0.99 新潟県域:0.94 富山県域:0.96 石川県域:0.94	北陸ブロック:1.00 新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00
工事	③低入札価格調査基準 又は最低制限価格の 設定状況	-:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	発注工事に対する 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合 (県・政令市:400万円を超える工事) (市町村:200万円を超える工事)	a:実施率 0.9以上 b:実施率 0.8~0.9 c:実施率 0.7~0.8 d:実施率 0.7未満 e:未導入、未集計	北陸ブロック:0.95 新潟県域:0.93 富山県域:0.90 石川県域:1.00	北陸ブロック:1.00 新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00
業務	④第4四半期の 納期設定状況 (履行時期の平準化)	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 -:市区町村	発注業務の第4四半期履行期限設定割合	a:第4四半期納期率 0.35以下 b:第4四半期納期率 0.35~0.45 c:第4四半期納期率 0.45~0.55 d:第4四半期納期率 0.55を超える	北陸ブロック:0.46 国等 :0.51 新潟県域:0.46 富山県域:0.43 石川県域:0.42	北陸ブロック:0.35以下 新潟県域:0.35以下 富山県域:0.35以下 石川県域:0.35以下
業務	⑤低入札価格調査基準 又は最低制限価格の 設定状況	-:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	発注業務に対する 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合 (県・政令市:200万円を超える業務) (市町村:100万円を超える業務)	a:実施率 0.9以上 b:実施率 0.8~0.9 c:実施率 0.7~0.8 d:実施率 0.7未満 e:未導入、未集計	北陸ブロック:0.88 新潟県域:0.91 富山県域:0.79 石川県域:0.93	北陸ブロック:1.00 新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00

地域独自指標の基準値(R6)と目標値(R11)

地域独自指標(R7~R11) 週休2日工事・スライド変更

区分	指標項目(案)	調査対象機関 ○:対象 -:対象外	定義(算出方法)	指標分類	基準値(R6) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	目標値(R11) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2
工事	【継続】 ①週休2日の取組状況 (適正な工期設定)	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	週休2日対象工事の取組状況 = 週休2日発注件数 / 全発注工事件数 ※ 250万円以上の工事を対象 ※ 週休2日の実施に馴染まない工事を除く ※ 発注工事件数	【件数】 a: 週休2日工事実施率 0.7以上 b: 週休2日工事実施率 0.5~0.7 c: 週休2日工事実施率 0.3~0.5 d: 週休2日工事実施率 0.3未満 e: 未実施	北陸ブロック:0.81 国等 :0.99 新潟県域:0.61 富山県域:0.86 石川県域:0.95	北陸ブロック:1.00 新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00
工事	【新規】 ②週休2日の達成状況 (休日の確保)	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	週休2日工事の達成状況 = 達成工事件数 / 全完成工事件数 ※ 250万円以上の工事を対象 ※ 週休2日の実施に馴染まない工事を除く ※ 完成工事件数	【件数】 a: 週休2日工事達成率 0.7以上 b: 週休2日工事達成率 0.5~0.7 c: 週休2日工事達成率 0.3~0.5 d: 週休2日工事達成率 0.3未満 e: 未実施	北陸ブロック:0.87 国等 :0.99 新潟県域:0.77 富山県域:0.87 石川県域:0.94	北陸ブロック:1.00 新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00
工事	【新規】 ③スライド変更の実施 (単品スライド)	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	実施率(機関) = 実施機関数 / 全機関数 ※ 数値は、「a」、「b」の割合 ※ 運用基準策定の有無と変更契約実施の有無 ※ 県の運用基準に準じている場合は、基準策定あり	a: 基準策定済みで、変更契約実施 b: 基準策定済みだが、対象案件なし c: 基準策定済みだが、変更契約未実施 (対象案件あり) d: 基準未策定	北陸ブロック:0.93 国等 :1.00 新潟県域:0.94 富山県域:0.88 石川県域:0.90	北陸ブロック:1.00 新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00
工事	【新規】 ④スライド変更の実施 (インフレスライド)	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	実施率(機関) = 実施機関数 / 全機関数 ※ 数値は、「a」、「b」の割合 ※ 運用基準策定の有無と変更契約実施の有無 ※ 県の運用基準に準じている場合は、基準策定あり	a: 基準策定済みで、変更契約実施 b: 基準策定済みだが、対象案件なし c: 基準策定済みだが、変更契約未実施 (対象案件あり) d: 基準未策定	北陸ブロック:0.93 国等 :1.00 新潟県域:0.94 富山県域:0.88 石川県域:0.90	北陸ブロック:1.00 新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00

※1 北陸ブロック発注者協議会アンケート:「発注関係事務の運用に関する指針」に基づく取り組み内容調査(各機関の実績と目標を年度末に調査)

② 第三次・全国統一指標について

指標内容と算出方法等

全国統一指標の指標項目・内容について(新旧対比)

新・全国統一指標(R2～R6)

第三次・全国統一指標(R7～R11)

区分	指標項目	指標内容
工事	①地域平準化率 (施工時期の平準化) (国等・県・政令市・市町村)	平準化率(件数) (4～6月期における公共工事の稼働状況)
	②週休2日対象工事の実施状況 (適正な工期設定) (国等・県・政令市)	発注工事に対する 週休2日対象工事の 設定割合
	③低入札価格調査基準 又は最低制限価格の 設定状況 (県・政令市・市町村)	発注工事に対する 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合 (県・政令市:250万円を超える工事) (市町村:130万円を超える工事)
業務	④第4四半期の納期設定 状況 (履行時期の平準化) (国等・県・政令市)	発注業務の第4四半期履行期限設定割合
	⑤低入札価格調査基準 又は最低制限価格の 設定状況 (県・政令市)	発注業務に対する 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合 (調査対象:県・政令市) (県・政令市:100万円を超える業務) (市町村:50万円を超える業務)

指標項目	指標内容	
①地域平準化率 (閑散期のボトムアップ・ 繁忙期のピークカット) (国等・県・政令市・市町村)	平準化率(閑散期のボトムアップ)(件数) (4～6月期における公共工事の稼働状況)	継続
	平準化率(繁忙期のピークカット)(件数) (1～3月期における公共工事の稼働状況)	追加
②週休2日の達成状況 (休日の確保) (国等・県・政令市)	完成工事に対する 週休2日対象工事の 達成割合	変更
③低入札価格調査基準 又は最低制限価格の 設定状況 (県・政令市・市町村)	発注工事に対する 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合 (県・政令市:400万円を超える工事) (市町村:200万円を超える工事)	変更
④第4四半期の納期設定 状況 (履行時期の平準化) (国等・県・政令市)	発注業務の第4四半期履行期限設定割合	継続
⑤低入札価格調査基準 又は最低制限価格の 設定状況 (県・政令市・市町村)	発注業務に対する 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合 (調査対象:県・政令市・市町村) (県・政令市:200万円を超える業務) (市町村:100万円を超える業務)	変更

第三次・全国統一指標のスケジュール(案)

4月中旬～4月下旬 発注者協議会宛に意見照会を実施

6月中旬 発注者協議会宛に意見照会の回答を送付

6月24日 第三次・全国統一指標の決定【本省発表】

6月下旬～ 地域発注者協議会において以下を検討

- 第三次・全国統一指標：基準値（R 6実績値）、目標値等
- 地域独自指標：項目、基準値（R 6実績値）、目標値等

R8.1月 発注者協議会において上記を決定・公表(※ 地域ごとに順次発表)

R8.1月 全国の統一指標・地域独自指標の基準値・目標値をまとめて公表【本省発表】

R8以降(毎年度) 指標の実績値をフォローアップ

※ 新・全国统一指標からの変更箇所は赤字で示す。

① 地域平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)

地域ブロック単位・県域単位で、国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)

※地域平準化率の内訳となる各団体別の平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)

※コリンズデータを用いて前年度実績により算出

※計算方法は別紙参照。当該月に工期が含まれるものを稼働件数に含める。

→ 品確法等の改正や現行指標の課題を踏まえ変更

② 週休2日の達成状況(休日の確保)

地域ブロック単位・県域単位で、国等・都道府県・政令市の発注工事の**実際の週休2日の達成状況(4週8休以上達成状況)**

※工事対象期間(着手日から完成日の間)において、実際に4週8休以上(現場閉所・交代制問わず)を行ったと認められる工事の割合

※計算方法：
$$\frac{\text{該当年度に完了した工事(災害緊急復旧工事等を除く)のうち、実際に4週8休以上(現場閉所・交代制問わず)行ったと認められる工事件数}}{\text{該当年度の工事完了件数(災害緊急復旧工事等を除く)}}$$

(注1.該当年度は実績値を算出する年度のこと)

(注2.これまでと同様に災害緊急復旧工事以外で週休2日達成の集計対象から除く工事は各地域ブロックで判断。対象にならないとの説明がつくものとする。)

→ 品確法等の改正や現行指標の達成状況を踏まえ変更

※ 新・全国統一指標からの変更箇所は赤字で示す。

③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

県域単位で、都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準
又は最低制限価格の設定割合

※調査対象は、都道府県・政令市は400万円を超える工事(随契除く)、市区町村は200万円を超える工事(随契除く)。

→ 改正地方自治法施行令の施行※(R7.4.1～)を踏まえ、調査対象を変更

※少額随意契約の基準額が改正された

①地域平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)

①地域平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)

国等・都道府県・政令市・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率 (地域ブロック単位・県域単位で公表)

現行指標 **継続**

$$\text{地域平準化率(件数)} \text{ (閑散期のボトムアップ)} = \frac{\text{4~6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$$

- ◆ 現行指標の取組状況・課題
- ◆ 繁忙期(第4四半期)の改善状況が不明瞭



追加指標

$$\text{地域平準化率(件数)} \text{ (繁忙期のピークカット)} = \frac{\text{1~3月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$$

- ◆ 閑散期(第1四半期)に加え、繁忙期の(第4四半期)の工事件数についても指標化

使用データ及び集計方法

- ※ 国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる。
- ※ 地域ブロック単位: 地域ブロック管内の国等(国土交通省以外の国の機関を含む)、都道府県、政令市、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出
- ※ 県域単位: 各都道府県管内の都道府県、政令市、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

「一般財団法人日本建設情報総合センター・コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用
対象: 契約金額500万円以上の工事
稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの

使用データ及び集計方法は変更なし

②週休2日の達成状況(休日の確保)

現行指標

②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合 (地域ブロック単位・県域単位で公表)

$$\text{週休2日対象工事率 (発注件数割合)} = \frac{\text{週休2日対象工事発注件数(公告)}}{\text{全発注工事件数(公告等)}}$$

※ 対象機関: 国等、都道府県、政令市

現行指標の取組状況・課題

- ◆ 取組目標が公告件数であり、実際の週休2日の達成状況ではない。
- ◆ R6年度で目標達成を予定

新指標

指標の見直し: 週休2日の取組状況から達成状況へ見直し

②週休2日の達成状況(休日の確保)

国等・都道府県・政令市の発注工事の実際の週休2日の達成状況(4週8休以上達成状況) (地域ブロック単位・県域単位で公表)

$$\text{週休2日達成率} = \frac{\text{4週8休達成工事件数(完成)}}{\text{全工事件数(完成)}}$$

※ 対象機関: 国等、都道府県、政令市

※ 週休2日達成率: 工事対象期間(着手日から完成日の間)において、実際に4週8休以上(現場閉所・交代制問わず)を行ったと認められる工事の割合

参考: 品確法

第二十七条

- 国は、下請負人等に使用される公共工事に従事する者に対して適切に休日を与えられるよう、その休日の付与の実態の調査を行うよう努めなければならない。
- 国は、前二項の規定による調査の結果を公表するとともに、その結果を踏まえ、公共工事に従事する者の適正な労働条件の確保のために必要な施策の策定及び実施に努めなければならない。

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)【工事】

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)【工事】

※ 県域単位で公表

都道府県・政令市・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

実施率(件数) =

低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数 / 年度の発注工事件数

現行指標

調査対象

都道府県・政令市：250万円を超える工事（随契除く）

市町村：130万円を超える工事（随契除く）

新指標

調査対象の見直し：工事の調査対象金額を変更

調査対象

都道府県・政令市：400万円を超える工事（随契除く）

市町村：200万円を超える工事（随契除く）

◆ 改正地方自治法施行令の施行※(R7.4.1～)を踏まえ、調査対象を変更

※ 少額随意契約の基準額が改正された

※ 新・全国統一指標からの変更箇所は赤字で示す。

①地域平準化率(履行期限の分散)

地域ブロック単位・県域単位で、国等、都道府県、政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合

※ テクリスデータ等を用いて集計時の前年度実績により算出

継続

変更なし

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

県域単位で、都道府県、**市区町村**の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

※ 土木コンサルタント、測量、地質、建築コンサルタント業務を対象

※ 都道府県、政令市は**200**万円を超える業務、市区町村は**100**万円を超える業務(随契除く)。

→ 改正地方自治法施行令の施行※(R7.4.1～)を踏まえ、調査対象を変更

※ 少額随意契約の基準額が改正された

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)【業務】

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)【業務】

実施率(件数) =

低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数 / 年度の発注業務件数

現行指標

調査対象機関 : 都道府県・政令市

調査対象業務

都道府県・政令市 : 100万円を超える業務 (随契除く)

(市町村 : 50万円を超える業務 (随契除く))



新指標

調査対象機関 : 都道府県・政令市、**市区町村**

調査対象業務

都道府県・政令市 : **200万円**を超える業務 (随契除く)

市町村 : **100万円**を超える業務 (随契除く)

調査対象の見直し

- 調査対象を市区町村まで拡大
- 調査対象金額を引き上げ

◆ 改正地方自治法施行令の施行※(R7.4.1~)を踏まえ、調査対象を変更
※ 少額随意契約の基準額が改正された

③ 新たな地域独自指標について

指標内容と算出方法等

地域独自指標の指標項目・内容について(新旧対比)

地域独自指標(R2~R6)

区分	指標項目	指標内容
工事	①適正な工期設定 (週休2日の 取り組み機関) (国等・県・政令市・市町村)	取組機関割合 終了 週休2日対象工事の実施の有無 (R6実績:1.00)
		発注件数割合(R6より取り組み開始) 発注工事に対する 週休2日対象工事の設定割合
工事	②適切な設計変更 (設計変更 ガイドラインの活用) (国等・県・政令市・市町村)	設計変更ガイドラインの活用の有無 (R6実績:1.00) 終了
業務	③適正な 履行期間の設定 (国等・県・政令市・市町村)	4週8休を反映した工期の設定 (工期算定ルールを作成) (R6実績:1.00) 終了



地域独自指標(R7~R11)

区分	指標項目	指標内容
工事	①週休2日の取組状況 (適正な工期設定) (国等・県・政令市・市町村)	発注件数割合 継続 発注工事に対する 週休2日対象工事の設定割合
工事	②週休2日の達成状況 (休日の確保) (国等・県・政令市・市町村)	達成件数割合 新規 完成工事に対する 週休2日工事の達成割合
工事	③スライド変更の実施 (単品スライド) (国等・県・政令市・市町村)	スライド条項(単品スライド)の ・ 基準の策定状況 ・ 変更実施状況 新規
工事	④スライド変更の実施 (インフレスライド) (国等・県・政令市・市町村)	スライド条項(インフレスライド)の ・ 基準の策定状況 ・ 変更実施状況 新規

地域独自指標のスケジュール(案)

地域独自指標(R7~R11) 週休2日工事・スライド変更

R7.2.17 令和6年度 幹事会 新たな地域独自指標を**確認**



R7.5.28 令和7年度 北陸ブロック発注者協議会
新たな地域独自指標 **指標項目承認・取組開始**



R7.8月 令和7年度 北陸ブロック発注者協議会(県部会)
R7.10月 令和7年度 北陸ブロック発注者協議会(WG)

取り組み内容や調査項目、基準値(R6実績値)、目標値等を**周知**



R8.1月 新たな地域独自指標 **決定・公表** (指標項目、基準値、目標値等)



R8.5月頃 令和8年度 協議会 新たな地域独自指標 R7取り組み状況確認

新たな地域独自指標(週休2日の取組状況・達成状況)

①週休2日の取組状況 (適正な工期設定)

- ◆ R5年度より、独自指標項目に追加。
- ◆ 新地域独自指標においても継続して項目設定。

継続

$$\text{週休2日対象工事率 (発注件数割合)} = \frac{\text{週休2日対象工事発注件数(公告)}}{\text{全発注工事件数(公告等)}}$$

②週休2日の達成状況 (休日の確保)

- ◆ 第三次・全国統一指標 ⇒ 当面、国等・都道府県・政令市が調査対象
- ◆ 地域独自指標 ⇒ 市町村を含めた全機関を調査対象

新規追加

$$\text{週休2日達成率 (達成件数割合)} = \frac{\text{4週8休達成工事件数(完成)}}{\text{全工事件数(完成)}}$$

- ◆ 「4週8休達成工事件数」を独自アンケートで調査
- ◆ 統一的な現場閉所(毎週土日閉所、4週8休の確保(+柔軟な運用))と同一調査
- ◆ 対象とする工事は、250万円以上の工事とする。
- ◆ 「週休2日の実施に馴染まない工事」を対象外とする。
 - 例① 災害復旧等の緊急復旧において、随意契約となる工事
(災害復旧工事(緊急を要するもの)、道路除雪工事(災害級の豪雪)等)
 - 例② 契約金額250万円未満の工事(作業日数が1週間未満の小規模工事)
 - 例③ 庁舎・宿舍の修繕など、社会的要請による理由から制約が生じる工事 等

③スライド変更の実施(単品スライド)

④スライド変更の実施(インフレスライド)

新規

実施率 (機関)

=

実施機関数

(基準策定済み・変更契約実施または対象案件なし)

全機関数

- ※ 「単品スライド」「インフレスライド」それぞれで調査
- ※ 数値は、「a」、「b」の割合
- ※ 運用基準策定の有無と変更契約実施の有無を調査
- ※ 県の運用基準に準じている場合は、「基準策定あり」とする

【スライド条項調査項目】

- a : 基準策定済みで、変更契約実施
- b : 基準策定済みだが、対象案件なし
- c : 基準策定済みだが、変更契約未実施 (対象案件あり)
- d : 基準未策定

※ 地域ブロック単位・県域単位でとりまとめ
国・県・市町村の発注工事に対するスライド変更の運用基準策定の有無と変更契約実施の有無の割合(機関)